

○厚生労働省令第二百号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一〜百三十三の五 (略) 百三十三の六 (略) 百三十三の七 モルヌピラビル及びその製剤 百三十三の八 (略) 百三十三の九 百三十三の十一 (略) 百三十四〜百三十六 (略)</p>	<p>別表第三(第二百四条関係) 劇薬 有機薬品及びその製剤 一〜百三十三の五 (略) 百三十三の六 モガムリズマブ及びその製剤 (新設) 百三十三の七 モルホリニルメルカプトベンヅチアゾール及び その製剤。ただし、パッチテストに使用されることが目的と されている貼付剤を除く。 百三十三の八 百三十三の十 (略) 百三十四〜百三十六 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。